

大分県報

平成二十八年
号外（二二八）
十一月二日

（水曜日）

目次

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………一

○規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第九十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 条例別表第一の一の二の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）第三條第一項の医療費の助成に関する事務
- 二 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第四條第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第四條第二項の肝炎治療受給者証に関する事務

平成二十八年十一月二日

大分県報号外（規則）

四 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第五條の規定による変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第七條の規定による認定の取消しに関する事務

第十條第一号中「又は同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費」を削り、同号口中「障害児の」を「障害児に係る」に改め、同条に次の一号を加える。

三 児童福祉法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第一号イに掲げる情報

第十一條第一号中「次に」を「当該認定に係る児童福祉法第二十七條第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

- イ 外国人保護実施関係情報
- ロ 療育手帳の交付に関する情報

第十一條第二号中「児童福祉法第二十條第一項」を「当該徴収に係る児童福祉法第二十條第一項」に改め、同條第三号イ中「児童福祉法」を「当該徴収に係る児童福祉法」に、「と同一の世帯に属する者」を「の扶養義務者」に改め、同條第四号中「第一号」を「措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロ」に改める。

第十三條第一号中「次に」を「同法第六條第二項の要保護者又は同條第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「生活保護法第六條第二項の要保護者若しくは同條第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る」を削り、同号ロ中「要保護者等に係る」を削り、同号に次のように加える。

ハ 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第三條第一項の医療費の助成に関する情報（以下「肝炎医療費助成実施関係情報」という。）

第十三條第二号中「前号」を「要保護者等に係る前号イからハまで」に改め、同條第三号中「第一号」を「前号」に改め、同條第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 生活保護法第六十三條の費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報
- 第十四條第二号中「次に」を「納税義務者に係る次に」に改め、同号イ及びロ中「納税義務者に係る」及び「その」を削り、同條第三号中「前号」を「納税義務者に係る前号イ及びロ」に改める。
- 第十五條第一号中「次に」を「同法第二條第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 戦傷病者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ 療育手帳の交付及び障害の程度に関する情報

第十五条第二号中「前号」を「公営住宅入居者等に係る前号イ及びロ」に、「及び公営住宅入居者等に係る」を「並びに」に改め、同条第四号中「第二号に掲げる情報」を「同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報」に改め、同条第五号中「又は第六項」を削り、「情報」の下に「並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報」を加え、同条第十号中「第二号に掲げる情報」を「公営住宅入居者等、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報」に改め、同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第一号」を「第七号」に改め、同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第一号」を「公営住宅入居者等に係る第一号イ及びロ」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

第十六条第一号から第五号までの規定中「その障害」を「障害」に改める。

第十八条第一号中「の受理、その申込み」及び「又はその申込みに対する応答」を削り、「次に」を「同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 戦傷病者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ 療育手帳の交付及び障害の程度に関する情報

第十八条第二号中「前号」を「当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イ及びロ」に改める。

第十九条第一号中「並びに同法第十五条第一項の配偶者支援金」及び「並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金」を削り、「外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 外国人保護実施関係情報

ロ 外国人就労自立給付金支給関係情報

ハ 肝炎医療費助成実施関係情報

第十九条第二号中「同法第十五条第三項及び」及び「の受理、その申請」を削り、「前

号」を「要支援者等に係る前号イからハまで」に改め、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報

第二十号第一号中「障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）」に改める。

第二十条第二号中「当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「障害児又は支給認定基準世帯員」に改める。

第二十一条第一号中「当該支給認定の」を「当該」に、「指定難病の患者」を「指定難病」に、「及び」を「の患者又は」に、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第五条の支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。」を「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。」に改め、同条第二号中「変更に関する」を「変更の認定に関する」に、「当該支給認定の変更」を「当該変更の認定」に、「及び」を「又は」に改め、同条第三号を削る。

第二十二条第一号中「次に」を「同法第六条第二項の要保護者に準じる要保護者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる被保護者であった外国人（以下「要保護外国人等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「生活保護法第六条第二項の要保護者に準じる要保護者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる被保護者であった外国人（以下「要保護外国人等」という。）に係る」を削り、同号ロからルまでの規定中「要保護外国人等に係る」を削り、同号に次のように加える。

ヲ 肝炎医療費助成実施関係情報

第二十二号第二号中「前号」を「要保護外国人等に係る前号イからヲまで」に改め、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報

第二十三条中「次に」を「同条例第五条の規定により知事の承認を受けた加入者に係る次に」に改め、同条第一号中「大分県心身障害者扶養共済制度条例第五条により知事の承認を受けた加入者（以下「加入者」という。）に係る」を削り、同条第二号及び第三号中「加入者に係る」を削る。

第三十条第一号中「次に」を「要保護者等に係る次に」に改め、同号イからハまでの規定中「要保護者等に係る」を削り、同条第二号中「前号」を「要保護者等に係る前号イからハまで」に改め、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報
第三十一条第一号中「並びに同法第十五条第一項の配偶者支学金」及び「並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支学金」を削り、「次に」を「要支援者等に係る次に」に改め、同号イからハまでの規定中「要支援者等に係る」を削り、同条第二号中「の受理、その申請」を削り、「前号」を「要支援者等に係る前号イからハまで」に改め、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報

第三十三条第一号中「次に」を「要保護外国人等に係る次に」に改め、同号イからハまでの規定中「要保護外国人等に係る」を削り、同条第二号中「前号」を「要保護外国人等に係る前号イからハまで」に改め、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一号」を「第二号」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務 第二号に掲げる情報

第三十四条第一号中「次に」を「当該申請を行う者に係る次に」に改め、同号イ及び口中「当該申請を行う者に係る」を削り、同条第二号中「次に」を「当該届出を行う者に係る次に」に改め、同号イ及び口中「当該届出を行う者に係る」を削り、同条の次に次の一条を加える。

える。

第三十四条の二 条例別表第四の五の二の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人保護実施関係情報

第三十六条第一号中「次に」を「当該申請を行う者に係る次に」に改め、同号イ及び口中「当該申請を行う者に係る」を削り、同条第二号中「次に」を「当該届出を行う者に係る次に」に改め、同号イ及び口中「当該届出を行う者に係る」を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正)
- 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則(平成二十年大分県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式の二中

住 所	(電話)	を
住 所	(電話)	に、
個人番号		
姓 名		を

